

第 5 回 公社等経営評価委員会 議事要旨

1 日 時：平成 21 年 6 月 4 日（木）16：00～19：25

2 場 所：兵庫県公館 第 2 会議室

3 出席者：

(1) 委員側

佐竹委員長、田中委員、前田委員、茂木立委員、吉田委員

(2) 公社及び関係課

(公財)兵庫県青少年本部、青少年課、少子対策課、企画県民部総務課

兵庫県道路公社、高速道路室

(財)兵庫県体育協会、体育保健課、教育委員会事務局総務課

(財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構、ビジョン担当課長、企画県民部総務課

(3) 事務局

企画県民部長、管理局長、企画財政局長、財政課長、人事課長、新行政課長

4 議事要旨

各個別ヒアリング対象公社（(公財)兵庫県青少年本部、兵庫県道路公社、(財)兵庫県体育協会、(財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構）から事業概要等の説明後、ヒアリングを実施。委員の主な意見等は次のとおり。（「」は公社及び関係課による回答）

(1) (公財)兵庫県青少年本部

山の学校について、設置後 16 年が経った。その間、子供達を取り巻く環境も大きく変化し、入学する生徒も減ってきている。その使命は終わったのではないか。

民間施設では専門的なケアが充分でなく、山の学校に再入学してくるケースもあり、中途退学者のセーフティネット機関として今後も必要と考えている。さらに、今年度から随時入学、ニーズに応じた短期間コースの設定による「チャレンジ体験コース」を設置し、学外者向けの支援プログラムを充実させている。

神出学園について、培われた先導性のあるノウハウを民間フリースクール等が活かせるように発信しないと行政（青少年本部）でやる意味がないのではないか。

「ひょうごユースケアネット」（事務局：神出学園）の調査研究発表会、シンポジウム等で情報発信している。また、今年度、フリースクール連絡会議を設置し、情報交換の場づくりを行うとともに、フリースクールに通う児童の交流会を開催する。

このとりの会や出会いサポートセンター事業は、類似事業を民間も実施しており、青少年本部による実施の必要性が疑問。民間に任せても良いのではないか。

このとりの会事業は、農村漁村部の過疎化・後継者対策の観点から、条件の悪い農村部の男性等を対象とした事業を行政が行ったものであり、また、出会いサポートセンター事業は、少子化対策の観点から、実効ある出会い支援策が不可欠であり、公的団体が担う安心感等を生かすために、青少年本部で実施していく

意義があると考えている。

多岐に亘っている事業は、市町や他団体との重複の有無といった観点から整理すべき。

県派遣職員が多いが、実施事業に関し、県の直接実施が可能ではないか。

「本部のあり方検討会」を行うとともに、本部ならではの事業にスリム化を図ることを検討している。具体的には、中間支援機能の充実、課題を抱える青少年のための事業等を中心に実施していく。体験事業については段階的に民間に移管する方向で検討している。

県からの委託料、補助金のウエイトが大きいですが、コーディネート機能を重視している観点からは、企業の協賛金、寄付等を募る努力も必要。

一般県民からの本部賛助会費、企業等からの「ひょうご子ども・若者応援団」への寄附等を募る努力を行っている。今後、公益財団法人化の移行に伴う寄附税制の優遇措置等を活用し、更に自主財源の確保に努める。

(2) 兵庫県道路公社

ネーミングライツは、道路そのもの、区間ごと、サービスエリア単体等様々な可能性があり、法律上や権利関係上の問題が無ければ、積極的に検討、導入しても良いと考える。

徴収期間の延長には、無料化の恩恵が先延ばしとなる地元との調整が不可欠。一方で、地元に対する経済効果を考えれば、料金徴収期間は延長せず、予定通り無料開放し、道路公社は解散することが妥当という考え方もある。

仮に徴収期間を延長するにしても、増収対策やさらなる経費削減を示していけないと利用者や県民に理解は得られないのではないかと考える。

料金を値下げするならば、財源の裏付けをきっちりと考えておくべきで、徴収期間の延長による財源の確保を安易に考えるのではない。

過疎化の進行等による通行量の減少の可能性も考慮し、経営改善にあたっては、地域との連携、観光資源の活用を検討する必要がある。

(3) (財) 兵庫県体育協会

過去からの経緯があるが、なぜ体育協会が給食事業を実施しているのか県民にはわかりにくい。法律的に制限が無いのであれば、民間に任せても良いのではないかと考える。

民間が実施することに制限はないが、民間の場合、輸送費等により郡部では高コストになる。体育協会の場合は、全県一律に低コストで安定的に食材を提供できる、検査体制の充実により安全な食材を購入できることから、学校給食の実施主体である市町等が体育協会から購入している。

体育館等の場所貸しなら理解できるが、体育協会自らが、芸術文化協会とも見間違えるような書道、美術や英語の講座を開催するなど、何でもありの印象を受ける。なぜ協会が自主的にそのような事業に足を突っ込んで行くのか理解し難い。

文化体育館等はもともとCSR施設であり、スポーツに限らず、芸術、文化に関する事業も提供する目的で設置された施設である。

実施事業について、合併公社から引き継いだ経緯はあるが、現時点で一つ一つのニーズや必要性を検証する必要がある。

県立体育施設もネーミングライツの導入を検討する必要がある。

県立体育施設の一部は体育協会が指定管理を受けているが、そもそも指定管理者制度の導入で、サービスのレベルや維持管理の質が落ちないか危惧している。

(4) (財) ひょうご震災記念 21 世紀研究機構

ひと未来館の展示方法を変更するが、建設してから 6 年しか経っておらず、そもそもの見込み違いについて県は反省が必要である。

研究テーマについて、震災や防災に関するテーマ等であれば理解できるが、非常に広範である。なぜ機構がここまで実施するのか県民の目からは見えにくい。研究範囲の歯止めが必要ではないか。

昨年度、研究の重点方針を定め、研究テーマも“震災”の視点から、以前は 24 テーマであったのを 13 テーマまで絞り込んできた。今後も“震災”の視点から絞り込んでいきたい。

こころのケアセンターでの診療は、県立病院に任せても良いのではないか。

県の指定管理施設であるこころのケアセンターでは、臨床と研究を一体として実施しており、その実践を通じて取組を進めている。県立病院を含めて他には無く、国内唯一のものである。

震災を経験した県として、震災に関する研究成果やこころのケアに関する情報を絶えず発信し続けていく必要があり、その点において機構の役割はある。

過去の経緯があるのだが、学术交流センターで行っているひょうご講座やオープンカレッジのような事業を、なぜ機構として実施しているのか県民にはわかりにくい。県立大学にも学術総合情報センターや生涯学習センターがあり、このような同種の機関と差別化が必要ではないか。

平成 9 年度から「ひょうご大学連携推進機構」で実施してきたノウハウの蓄積があり、現状においては、高度なレベルでの講座開催は他では難しいと考えている。

学术交流センターの H U M A P 構想推進事業など、国際交流協会での実施が相応しい事業もある。

県から委託を受けている同事業は、大学間の交流協定による大学に在籍したままの学术交流事業であり、留学生の奨学金支給といった国際交流協会が実施している事業とは趣旨が異なる。

機構の独自性が発揮できる事業と、過去の経緯で運営している事業とを整理し、機構の特性が生かせる事業に特化する検討が必要ではないか。